

宇和島市通学路安全対策プログラム

宇和島市の通学路を安全なものに
していくにゃんよ！



平成 26 年 12 月

(令和 8 年 2 月改定)

宇和島市通学路安全対策連絡協議会

これまでの動き（宇和島市）

文部科学省

「通学路の交通安全の確保の徹底について」
(通知)H24. 5. 30

文部科学省・国土交通省・警察庁

「通学路における緊急合同点検等実施要領」

- 宇和島市では、教育委員会が主体となり、学校、保護者道路管理者及び地元の警察署と連携し、**合同点検**を行った。
その結果、各学校の多くの通学路において**危険箇所の洗い出し**と、**改善（改修）**が図られ、児童生徒の安全な登下校について成果を上げることができた。



平成26年度より

- 「オール愛媛で取り組む通学路の安全対策！」の合い言葉のもと、児童生徒の登下校、あるいは放課後の活動や自転車使用時の安全について、愛媛のすべての市町でさらなる努力を続けていくことを確認した。

3本の柱

- 1 通学路の安全対策を協議する「推進体制の構築」
- 2 通学路の安全対策を推進するための「指針」（対策プログラム）策定
- 3 通学路を把握するための「危険箇所一覧表」の作成

- そこで宇和島市教育委員会では、この「3本の柱」を構築し、通学路の安全確保のために継続的な取組を行うために、「**宇和島市通学路安全対策プログラム**」を策定した。

1 プログラムの目的

平成 24 年 4 月の京都府亀岡市での事故をはじめとして、全国各地で登下校中に児童生徒が死傷する事故が相次ぎました。児童生徒が安全に登下校できるはずの通学路において、このような痛ましい事故が起こることに誰もが心を痛めました。

これらの事故を重く受け止め、国土交通省、警察庁、文部科学省の連携による「通学路の合同安全点検」が同年に実施されました。本市においても、合同点検を実施し、145 箇所の危険箇所について対策を検討し、平成 25 年度までに、138 箇所の対策を終えることができました。また、登下校時における教員や保護者による見守り活動を更に強化することを各学校にお願いしました。

平成 26 年度からは、これらの取組を一過性のものにせず、継続的に通学路の安全を確保することを目標としています。そこで、関係機関との連携体制を構築するとともに、「宇和島市通学路安全対策プログラム」をここに策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、定期的に合同点検や必要な対策を行い、効果的な安全対策を進めていきたいと考えています。

2 宇和島市通学路安全対策連絡協議会

宇和島市通学路安全対策連絡協議会設置要綱

令和 4 年 9 月 30 日

教委訓令第 5 号

(目的)

第 1 条小・中学校の通学路における安全確保に向けた取組を、関係機関が連携し推進するため、宇和島市通学路安全対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条この要綱において「通学路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に定める道路及びその他の道路のうち、児童・生徒が通学のため通常利用する経路で、学校長が指定した道路及びその区間をいう。

(所掌事項)

第 3 条第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 通学路交通安全プログラムの策定及び見直しに関すること。
- (2) 通学路に関する要望等の処理に関すること。
- (3) 通学路の合同安全点検に関すること。
- (4) 通学路の安全対策の進捗状況に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、通学路の安全確保に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条協議会は、別表の関係機関で組織する。

2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は教育長、副会長は教育部長をもって充てる。

(会長)

第5条会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条協議会の会議（以下「会議」という）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は資料の提出等を求めることができる。

(庶務)

第7条協議会の事務局は、教育総務課に置く。

(その他)

第8条この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表（第4条関係）

関係機関等	委員
国土交通省	四国地方整備局大洲河川国道事務所宇和島国道出張所
愛媛県	南予地方局建設部関係課
愛媛県警察	宇和島警察署交通課
	宇和島警察署生活安全課
宇和島市	建設部建設課
	建設部建築住宅課
学校代表	学校安全研究委員会 (教科等研究委員会所属)
宇和島市教育委員会	学校教育課
	生涯学習課
	教育総務課（事務局）

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

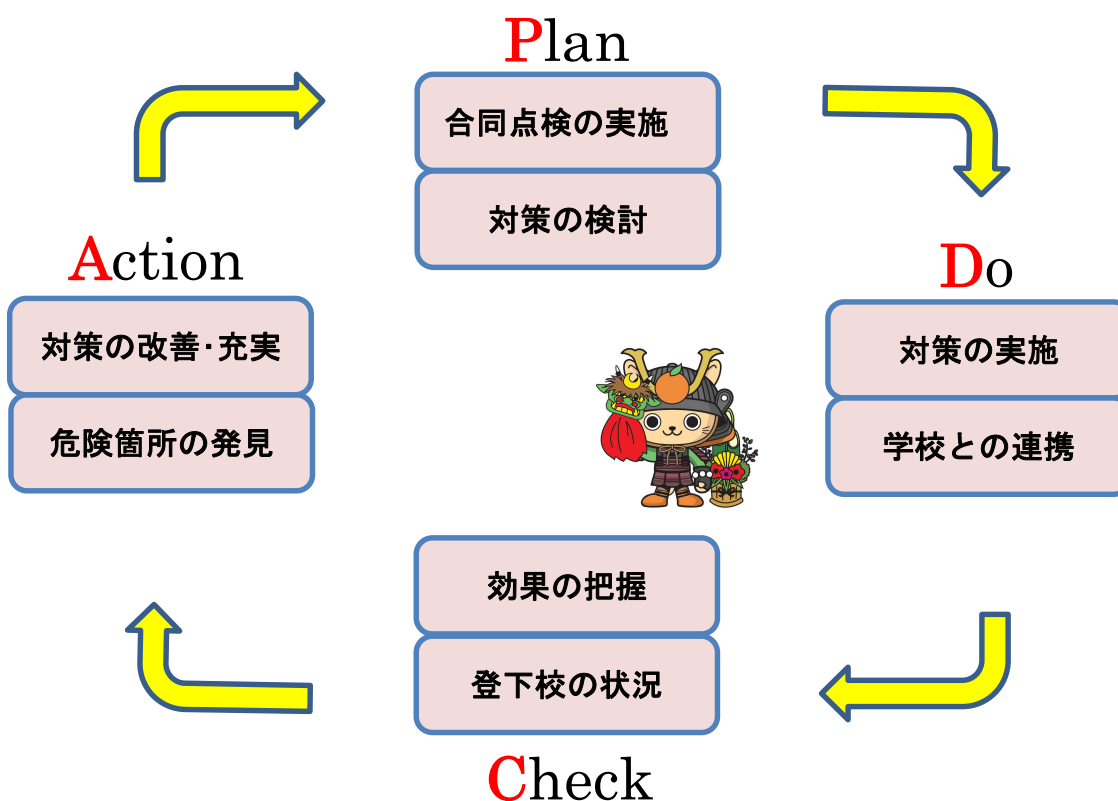
3 取組方針及び取組内容

(1) 基本的な考え方

継続的な通学路の安全確保のために、定期的に危険箇所の調査・点検を実施するとともに、対策の検討、対策の実行（改善等）、対策実施後の検証を行う。

これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図る。

【通学路安全対策のための PDCA サイクル】



(2) 定期的な安全点検等

① 事前の点検（各学校での安全点検）

毎年4月に、市内各小・中学校に依頼し、登下校中の安全確保の観点から、通学路危険箇所調査を実施する。

②安全点検の実施時期等

学校からの調査結果に基づき、8月以降、通学路の各危険箇所の内容に応じて、学校関係者、道路管理者、警察署、市教育委員会等による対策の検討及び実施を行う。

また、通学路危険箇所調査から現地点検が必要な箇所を選定し、危険箇所に関する機関、市教育委員会等による合同現地点検を実施する。

③ 体制

学校関係者、道路管理者、警察、教育委員会等が必要に応じて参加する。

(3) 対策の検討

安全点検等の結果、明らかとなった対策必要箇所について、協議会で具体的な対策を検討する。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、協議会のメンバーが連携しながら円滑に安全対策が図れるように努める。長期に渡る対応が必要な場合は、短期の目標を達成しながら対策完了を目指す。

(5) 対策効果の把握

安全対策実施後は、すみやかに各学校に状況を伝える。そして、実際に期待していた効果が得られているか、児童生徒、あるいは保護者が安全性の向上を実感できているかアンケートや聞き取りによって効果を把握する。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も学校や地域の見守り活動によって、より一層安全性を高めるとともに、必要に応じて対策の改善や充実を図っていく。

4 公表について

点検結果（危険箇所）や対策内容（「対策箇所一覧」「対策箇所図」）については、各学校の児童生徒や保護者に伝えるだけでなく、可能な限りホームページで公表し宇和島市民全体で情報を共有する。その際、危険箇所だけの注意喚起だけでなく、日頃通り慣れた道路にも危険が潜んでいることや、ドライバーに安全運転を呼びかけるなど、更なる交通安全を目指していく。

参考)

令和4年10月 宇和島市通学路安全対策連絡協議会設置要綱の一部改訂

令和8年2月 宇和島市通学路安全対策連絡協議会設置要綱の一部改訂